

① 件名	地域生活支援事業の基準額改定について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）では、国県負担による自立支援給付（障害福祉サービス）と国県補助による地域生活支援事業が規定されている。</p> <p>地域生活支援事業において各事業所が提供する地域生活支援サービスの費用は、市町村によりその基準額を決定している。基準額の決定に際しては、自立支援給付及び介護保険法に規定される類似したサービスの費用を基に算定しており、平成30年4月1日付けで障害者総合支援法及び介護保険法の報酬改定が行われている。</p> <p>【目的】 法定サービスである自立支援給付及び介護保険法に規定されるサービスの報酬改定が行われており、その報酬単価を基に算定している地域生活支援サービスの基準額を見直すことで、他の制度との整合性を図る。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 障害者総合支援法（平成17年法律第123号） 介護保険法（平成9年法律第123号） 地域生活支援事業実施要綱 石巻市障害者地域活動支援センター事業実施要綱 石巻市障害者日中一時支援事業実施要綱 石巻市障害者移動支援事業実施要綱 石巻市重度障害者訪問入浴サービス事業実施要綱</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第4章 安心して健やかに暮らせるまち 第5節 自立し、いきいき暮らせる障害者福祉の充実を図る 2 暮らしやすい生活環境を構築する</p> <p>【個別計画との整合性】 石巻市障害者計画・石巻市障害福祉計画</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>平成18年10月 市町村地域生活支援事業の開始（旧制度からの移行を含む。） 平成27年10月 地域生活支援事業の基準額改定（障害者総合支援法等の報酬単価改定による。） 平成29年10月 地域生活支援事業の基準額改定（利用区分の見直しによる。）</p>
⑤ 主な内容	<p>1 障害者総合支援法の報酬単価改定に伴う基準額の改定 地域活動支援センター事業 日中一時支援事業 移動支援事業</p> <p>2 介護保険法の報酬単価改定に伴う基準額の改定 訪問入浴サービス事業</p>

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>【影響・効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定サービスの報酬単価は、社会情勢等を踏まえ制度の持続可能性等の観点から決定されるもので、その単価を基礎とすることで、安定した地域生活支援事業の実施が期待できる。 ・安定した事業実施により、利用者の自立及び社会参加の機会を確保する。 <p>【財源措置及びコスト計算】</p> <p>平成30年度予算による試算では、歳出が約1,500千円の増額となる見込み 財源内訳：国庫補助1/2 県補助1/4 一般財源1/4</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>石巻圏域2市1町（石巻市、東松島市、女川町）は、同一基準額で改定予定</p> <p>【県内他市の改定状況】</p> <p>障害者総合支援法等の報酬単価改定に伴う改定 有：8市 無（検討中含む）：4市</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>平成30年9月 石巻市障害者地域活動支援センター事業実施要綱、石巻市障害者日中一時支援事業実施要綱、石巻市障害者移動支援事業実施要綱及び石巻市重度障害者訪問入浴サービス事業実施要綱の一部改正 （平成30年10月1日施行）</p>
<p>⑨ その他</p>